

令和5年4月20日

各郡市町中学校体育連盟 会長 様
長崎県各競技団体 会長 様

長崎県中学校体育連盟
会長 修行 勝 則
(公 印 省 略)

長崎県中学校総合体育大会における指定宿泊制度について（確認）

陽春の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本連盟の諸活動にご理解とご支援を賜り感謝申し上げます。

さて、本連盟において、出場選手、引率者、監督及びコーチ等の宿泊については、下記理由のとおり、「指定宿泊制度」を導入しております。

本連盟としては様々な条件の中で、一定の宿泊環境を数多く確保するために、本連盟の旅行委託業者と契約し、宿舎確保に努めております。また、旅行業者には指定宿泊に対する事前指導や安全確認等も行ってもらっております。特に危機管理対応が求められる事態となった場合、全選手の宿泊先を把握しておくことも重要なことと考え、当制度を導入しております。

個々の学校やチームの立場からは、試合会場との距離、宿舎の施設等で希望どおりにはならないこともあるかと思いますが、様々な宿舎環境の県内各地で開催する大会であること、全ての参加者が公平な宿舎確保となること、そして、教育活動の一環として定められたルールの中で参加することをご理解いただき、指定宿泊制度の遵守をお願いいたします。

なお、九州中学校体育大会及び全国中学校体育大会につきましても同様の取扱いとなりますので、あわせてご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

- 【指定宿泊とする主な理由】
- 1 適切な危機管理対応の確保
 - 2 緊急連絡・指示・連絡等の一本化を図る
 - 3 統一料金の確保
 - 4 全選手の宿泊先確保

【お問合せ先】

長崎県中学校体育連盟事務局
☎095-800-2112